

2021年4月 教育研修約款改訂内容

| No. | 旧（改訂前）   | 新（改訂後）   |
|-----|--|--|
| 1   | <p>第13条（保証の否認および提供の中止）</p> <p>甲は、第4条の研修プログラムの内容の（4）に定めるオンライン研修の提供（以下「オンライン研修の提供」といいます）に関しては、以下の各号に定める内容を条件とし、また甲の判断により、オンライン研修の提供を中止する場合があります。なお、オンライン研修の提供を中止した場合においても、甲は一切の責任を負わないものといたします。</p> <p>（1）甲が推奨する利用環境において、オンライン研修の提供を行ったことにより、乙の機器類やシステムに何らかの不具合が発生したとしても、甲は乙に対して何らの補償もいたしません。</p> <p>（2）受講に必要なコンピューター、タブレット、スマートフォン、ネットワーク環境、ソフトウェアがある場合、乙がその費用をもって準備するものとし、甲がその費用を負担するものではありません。</p> <p>（3）乙の通信状況やログアウトなどの誤操作による受講の中断や停止、遅延等が発生した場合には、甲は、再度のオンライン研修の提供をいたしません。</p> <p>（4）利用システム、ソフトウェアの不具合、または通信業者のメンテナンスにより、オンライン研修の提供が困難な場合には、甲は、オンライン研修の提供をいたしません。</p> <p>（5）乙は、甲がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。</p> | <p>第13条（保証の否認および提供の中止）</p> <p>甲は、第4条の研修プログラムの内容に定めるe-Learning研修およびオンライン研修の提供（以下「オンラインプログラムの提供」といいます）に関しては、以下の各号に定める内容を条件とし、また甲の判断により、オンラインプログラムの提供を中止する場合があります。なお、オンラインプログラムの提供を中止した場合においても、甲は一切の責任を負わないものといたします。</p> <p>（1）甲が推奨する利用環境において、オンラインプログラムの提供を行ったことにより、乙の機器類やシステムに何らかの不具合が発生したとしても、甲は乙に対して何らの補償もいたしません。</p> <p>（2）受講に必要なコンピューター、タブレット、スマートフォン、ネットワーク環境、ソフトウェアがある場合、乙がその費用をもって準備するものとし、甲がその費用を負担するものではありません。</p> <p>（3）乙の通信状況やログアウトなどの誤操作による受講の中断や停止、遅延等が発生した場合には、甲は、再度のオンラインプログラムの提供をいたしません。</p> <p>（4）利用システム、ソフトウェアの不具合、または通信業者のメンテナンスにより、オンラインプログラムの提供が困難な場合には、甲は、オンラインプログラムの提供をいたしません。</p> <p>（5）乙は、甲がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。</p> |
| 2   | <p>第 25 条（適用期日）</p> <p>本約款は、2021年4月1日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>  | <p>第 25 条（適用期日）</p> <p>本約款は、2021年4月19日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>   |